

11/28  
福岡

## 差し止め控訴審原告側

# 「司法判断を軽視」

大飯原発3、4号機をめぐっては、2014年に一審福岡地裁判決で運転差し止めが命じられ、名古屋高裁金沢支部では控訴審が結審、判決を待つ状態になっている。判決が確定していない中で再稼働同意に対し、原告側は「司法判断を軽視している」などと怒りをあらわにした。

住民側の島田広弁護士(49)は、「福井弁護士会」は控訴審では、2基を審査した元原子力規制委員長代理の島崎邦彦東京大名誉教授が基準地震動が過小評価されていると証言するなど、問題点が明らかになっている」と指摘。「住民の安全性が確認されるまで同意するべきではなかった」と憤った。

原告の中島哲演代表(75)は「小浜市」は「判決確定まで効力こそないが、一審の運転差し止め判決が生きている段階であり、司法判断を尊重するべきだ」と怒りを示した。その上で、福井県内のみを「立地自治体」「地元同意」とする枠組みについて、「一審の運転差し止め判決は、滋賀や京都の住民ら半径250<sup>キロ</sup>圏内への人格権侵害を認めている。枠組みを隣県も含めた広域的なものに変えるべき」と主張した。(嶋本祥之)